

0068

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県海面漁業調整規則の一部改正
- 鳥取県税条例施行規則の一部改正
- ◇告示 市の区域内の町の設置（倉吉市）
- 医療機関の指定
- 収入証紙小売さばき人の指定
- 医療機関の指定
- 炭そ予防注射等の実施
- 計量器定期検査の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- 八頭高等学校の所在地変更
- ◇人委告示 選考により採用、昇任させる職

規則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十二号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改め、第二項を削る。

（許可又は起業の認可の内容の変更）

第十三条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が船舶の総トン数若しくは機関の馬力数を増加し又は操業区域若しくは操業期間を変更しようとするときは、その理由を記載した申請書を提出して知事の許可を受けなければならぬ。

第三十条の二第四号を次のように改め、同条に次の一号を加える。

四 中型まき網漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内に他の船舶によつて許可又は

起業の認可を申請したとき。
五 中型まき網漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶による漁業を廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

第三十三条第一項の表中

「すわいがに(雌)おやがに」 二月二十一日から十月三十一日まで
「すわいがに(雄)まつばがに」 四月十五日から十月三十一日まで

を削る。

第三十八条の表中「機船きんちやく網漁業(農林大臣

の許可するものを除く。)」を「中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。)」に「和船きんちやく網漁業(農林大臣の許可するものを除く。)」を「まき網漁業及び中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上のものを除く。)」に改める。

第四十条第一項本文中「一統」を「一統(まき網漁業及び中型まき網漁業にあつては火船一隻)」に改め同項の表中

「機船きんちやく網漁業(農林大臣許可するものを除く。)」

発電機(蓄電池を含む。)
六キロワット以下
集魚灯に使用する電球六〇〇ワット以下

「中型まき網漁業

(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。)」

発電機(蓄電池を含む。)
五キロワット以下
集魚灯に使用する電球三〇〇ワット以下

「和船きんちやく網漁業

(農林大臣の許可するものを除く。)」

発電機(蓄電池を含む。)
二キロワット以下
集魚灯に使用する電球二キロワット以下

を

「まき網漁業及び中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上のものを除く。)」

発電機(蓄電池を含む。)
三キロワット以下
集魚灯に使用する電球二〇〇〇ワット以下

に改め、同条第二項の表中「機船きんちやく網漁業(農林大臣の許可するものを除く。)」を「中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。)」に「和船きんちやく網漁業(農林大臣の許可するものを除く。)」を「まき網漁業及び中型まき網漁業(船舶総トン数

十五トン以上のものを除く。)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則を施行前にした行為に対する罰則の適用についてはこの規則施行後も、なを従前の例による。

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十三号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和二十九年六月鳥取県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「県税徴収合計簿」を「県税(

税外収入)徴収合計簿」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 県税に伴う税外諸収入については、第二号様式による税外収入調定決議書により調定することができる。

第二十四条第二項を次のように改める。

- 2 滞納整理に従事する関係吏員は、滞納整理票に毎日その整理のてん末を記入するとともに、第三十三号様式による復命書により、出納員を経て所長に復命しなければならぬ。

第二十五条第二項中「第三十五号様式による延滞金及び延滞加算金計算書及びてん末を記入した滞納整理票を添え」を削り、同条第三項中「第三十六号様式」を「第三十五号様式」に、「鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)第三十九条の規定による納付書」を「第三十六号様式による現金払込書」に改める。

第二号様式に次の様式を加える。

01072

01071

第二号様式

徴収決定 年月日 昭 . . .	徴収簿 整理印	主 査	合 議	係 長	出 納 員	支 令 命 令
金庫払込 年月日 昭 . . .						

税 外 収 入 調 定 決 議 書

下記のとおり調定してよいか伺います。

納 入	昭和 年度 歳入 一般会計				
	款	項	目	金額	人員 摘要
				円	

備 考
納人別調定内訳は、昭和 年 月 日分領収済報告書のとおり。

第三号様式中「県税徴収合計簿」を「県税(税外収入)徴収合計簿」に、「各税の節毎」を「各税及び税外収入と
も月毎」に改める。

第四号様式 県税徴収簿(法人の県民税事業税徴収簿)を次のように改める。

第四号様式

県 税 徴 収 簿 (法人県民税徴収簿)

住所	法人名	電話番号	局 番	整理番号
事業年度及び 申告区分	申告税額	申告納付期限 延長期限	本 税	延滞金
自昭和年月日 至昭和年月日	更正又は決 定による税額	更正決定通知 指定期限	納付金額 年月日	納付金額 年月日
			督促状 発行月日 指定月日	手数料 納付月日
			延滞加 算金額	申告、不申 告、重加算金 納付金額 年月日
			同上	左に對する 督促状発行月 日指定月日 同上
				手数料 納付日
				摘要

同上

第四号様式に次の様式を加える。

第四号様式

鳥取県徴収簿 (自動車税徴収簿)

課税地	住所	氏名	整理番号	令書番号	期別	種類	納期限		納額		付納日		延滞金		督促手数料		延滞加算金		車輦番号	備考	
							延長納期限	納期限	納額	円	納付日	円	納付日	円	督促日	円	督促日	円			督促日
									円	円											
									円	円											
									円	円											
									円	円											
同上																					
同上																					

第三十号様式県民税事業税(法人)徴収簿予整理簿を次のように改める。
第三十号様式

法人 事業 税 徴収 予整理簿

整理番号	徴収簿番号	事業年度	申告区分	納期限	税額	徴収した税額	分納計画		納付状況		法人名	電話	備考
							金額	月日	金額	月日			
					円	円	円	.	円	.			完納
							円	.		.			取消
同上													
同上													

第三十二号様式

No. 原 符

課税地		納人										
総計金額		円 現年度・過年度・滞納繰越・										
税目	年度	期	月別	税額	延滞金	督促手数料	延滞加算金	滞納加算金	滞納処分費	計	整理番号	摘要
基本額				延滞金計算内訳				延滞加算金計算内訳				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				

上記金額領収いたしました。

昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所県出納員(事務吏員)
所属分任出納員(事務吏員)

第三十二号様式

No. 県 税 領 収 証 書

課税地		納人										
総計金額		円 現年度・過年度・滞納繰越・										
税目	年度	期	月別	税額	延滞金	督促手数料	延滞加算金	滞納加算金	滞納処分費	計	整理番号	摘要
基本額				延滞金計算内訳				延滞加算金計算内訳				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				
				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				自昭和 年 月 日 日分 至昭和 年 月 日 日分				

上記金額領収いたしました。

昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所県出納員(事務吏員)
所属分任出納員(事務吏員)

- 備考 1. No.の項に事務所の頭文字を、領収証書の表紙の冊毎の番号を附し、No.は事務所を通じて一連番号とすること。
2. 総金額は総て算用数字とすること。
3. 県税領収証書、原符、領収済報告書の三連式とし、領収済報告書を厚紙とし、その他は薄紙とすること。

(註) この領収証書は五年保存して下さい。

第三十三号様式

所長	出納員	保長	復命者	職名	氏名	名	田	地	出	張	日	昭和	年	月	日	命書	復	命	書	田	地	概	現金領収証書	第	号	使用枚数	No.	枚	概	況	概	現金額	枚	整理	枚
	整理																						枚	整理	枚	整理	枚	整理	枚	整理	枚	整理	枚	整理	枚

第三十五号様式を削り、第三十六号様式を第三十五号様式とし、第三十六号様式として次の様式を加える。

第三十二号様式

No. 領收済報告書

課税地	納人																				
総計金額	円 現年度・過年度・滞納繰越・																				
税目	年度	期	月	別	税額	延滞金	滞	促	延	滞	加	算	金	滞	納	計	整理	番号	摘要		
																				手	料
税	基本額		延滞金計算内訳					延滞加算金計算内訳													
			自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分				
			自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分				
			自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分	自昭和	年	月	日	日分				
上記金額領収いたしました。																					
昭和 年 月 日																					
収入内訳	区分	期	期	期	鳥取県 県事務所 出納員 (事務吏員)																
	税総額				所属分任出納員 (事務吏員)																
	今回までの収入額 差引未納額																				

第三十六号様式

現金払込書

第 号	昭和	年	度	歳	入
一 般 会 計					
千	百	十	百	十	円
但し 県税並びに県税外収入					
上記金額を払込みます。					
昭和	年	月	日		
鳥取県 県税事務所 鳥取県出納員 鳥取県事務吏員 氏 名					

(表 面)

領収通知書

第 号	昭和	年	度	歳	入
一 般 会 計					
千	百	十	百	十	円
但し 県税並びに県税外収入					
上記金額を領収したので通知します。					
昭和	年	月	日		
鳥取県 金庫 ⑩ 鳥取県 県税事務所 鳥取県出納員 鳥取県事務吏員 氏 名 股					

領収証書

第 号	昭和	年	度	歳	入
一 般 会 計					
千	百	十	百	十	円
但し 県税並びに県税外収入					
上記金額を領収しました。					
昭和	年	月	日		
鳥取県 金庫 ⑩ 鳥取県 県税事務所 鳥取県出納員 鳥取県事務吏員 氏 名 股					

(裏 面)

内 訳			
款 項	金額	摘要	備 考
	円		

第三十七号様式及び第五十三号様式を次のように改める。

納 金		滞 納		滞 納 金		滞 納 金		滞 納 金		滞 納 金	
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所

上記の滞納金を徴収するため昭和 年 月 日下記財産を差押え、
 作る。 昭和 年 月 日

鳥取県 県税事務所
 鳥取県 鳥取市役所
 鳥取県 鳥取市役所
 立会人の住所

差押財産	氏名	(封緘紙)	枚ちより付)
この差押調書に差押物件を無償にて保管致します。			
保管人の住所 氏名			

備考 1. 差押調書謄本には保管人の欄に「本表は原本により謄写する。」と記載し、謄写した徴税員が署名なすものとする。

註 1.2 延滞金...
 1.2 延滞金...
 1.2 延滞金...
 1.2 延滞金...

所長	課長	保長	合議	氏名	主査		
徴収簿番号	債主住所	氏名					
年度	期(月)別	科目	徴収済額	徴収すべき額	差引額	過誤納金額	過誤納金発生事由
			円	円	円	円	

充 当		滞 納		滞 納 金		滞 納 金		滞 納 金		滞 納 金	
年度	期(月)別	科目	未納額	充当額	充当後の未納額	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金
			円	円	円	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金

充 当 年 月 日	昭和 年 月 日	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金
滞 納 通知	昭和 年 月 日	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金	滞 納 金

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

告示

鳥取県告示第二百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により、昭和三十年六月一日から倉吉市において次のとおり従前の灘手村の区域内の大字の区域を廃止し、その区域に町の区域を画する旨倉吉市長より届出があつた。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

大字名	変更後の町名
大字北面	北面
大字穴沢	穴澤
大字尾原	尾原
大字別所	別所
大字鋤	鋤
大字谷	谷
大字津原	津原

鳥取県告示第二百七十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	管轄保健所
中島医院	西伯郡境港町末広町五三	米子保健所
弓場外科医院	米子市花園町四〇	〃
野坂医院	西伯郡春日村字上新印二八三ノ一	〃

鳥取県告示第二百七十六号

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和三十年六月一日次のとおり指定した。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号 氏名

二八一	鳥取交通安全協会	協会長	米原 穰
二八二	智頭交通安全協会	協会長	植木 益一
二八三	宝木交通安全協会	協会長	山根 義治
二八四	米子交通安全協会	協会長	黒坂 傳吉
二八五	溝口交通安全協会	協会長	白石 貞治
二八六	黒坂交通安全協会	協会長	西尾 賢造

鳥取県告示第二百七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	管轄保健所
菅田医院	日野郡根雨町二二八番地	根雨保健所

売さばき場所 住所

鳥取市吉方	鳥取警察署内	同上
八頭郡智頭町	智頭警察署内	〃
気高郡宝木村大字宝木	宝木警察署内	〃
米子市万能町六	米子警察署内	〃
日野郡溝口町七四八ノ一	溝口警察署内	〃
日野郡黒坂町	黒坂警察署内	〃

鳥取県告示第二百七十八号

次のように炭そ及び流行性脳炎予防注射を実施するから家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して予防注射を行うことを命ずる。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 炭そ及び流行性脳炎予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 炭そ予防注射——牛及び馬但し生後三箇月以内分晩前一箇月及び分晩後十日以内のものを除く
 流行性腦炎予防注射——馬

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射の別及びその方法
 炭そ予防注射——ベスレドカ法（皮内注射法）
 流行性腦炎予防注射——皮下注射

別表

炭そ、予防注射	炭そ、予防注射
実施期日	実施区域
六月八日	西伯郡大和村
〃 九日	〃 日吉津村
〃 十日	米子市巖
流行性腦炎予防注射	流行性腦炎予防注射
実施期日	実施区域
六月八日	西伯郡大和村
〃 九日	〃 日吉津村
〃 十日	米子市巖
実施場所	実施場所
同上	同上

六月十一日	米子市尚徳	同上
〃	西伯郡会見町手間	
〃 十三日	〃 会見町賀野	
〃	日野郡江府町貝田	
〃 十四日	西伯郡岸本町幡郷	
〃	日野郡江府町柿原、江尾	
〃 十五日	米子市五千石	
〃	日野郡江府町吉原	
〃	溝口町大滝	
〃 十六日	西伯郡岸本町大幡	
〃	日野郡溝口町溝口、二部	
〃 十七日	西伯郡栗村	
〃	日野郡溝口町金屋谷、添谷	
〃 十八日	西伯郡大高村、大和村、日吉津村	
〃	岸本町丸山、眞野	
〃 二十日	米子市巖	
〃	西伯郡春日村	
〃	日野郡根雨町	
〃 二十一日	米子旧市内	

鳥取県告示第二百七十九号
 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規

定により米子市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年六月三日

鳥取県知事 遠藤 茂	検査区域	検査場所
六月六日	米子市車尾地区	車尾小学校
〃 七日	〃 福生（皆生）	福生
〃 八日	〃 福米	福米
〃 九日	〃 加茂	加茂
〃 十日	〃 住吉	住吉
〃 十一日	〃 巖	巖
〃 十三日	〃 尚徳	尚徳
〃 十四日	〃 五千石	五千石

検査時間は午前九時から午後三時までとする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号
 定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年六月三日
 鳥取県教育委員会委員長 河合弘道
 一日 時 昭和三十年六月八日 午前十一時
 一場 所 鳥取県教育委員会 会議室
 一議 題 教育職員免許状授与規則の一部を改正する規則について

鳥取県教育委員会告示第二十七号
 昭和二十九年二月鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名位置及び課程）のうち八頭高等学校の所在地中「八頭郡若桜町若桜五〇一番地」を「八頭郡若桜町三四番地」に昭和三十年五月一日変更した。
 昭和三十年六月三日
 鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和二十八年鳥取県人事委員会告示第一号（選考により採用する職）を次のように改正する。

昭和三十年六月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

職員に任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十一号）第十九条、第二十条及び第三十九条の規定に基き選考により採用又は昇任させし職を次のとおり定める。

選考により採用又は昇任させる職

一 職務の級七級以上の職又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

1 職務の級が七級以上の職

2 吏員の級二級以上の職

3 職務の級別区分表（職員の初任給、昇格昇給等の基準に関する規則（昭和三十年鳥取県人事委員会規

則第三号）別表第十三（一）一般級別区分表の三等級以上の職

4 警察官の昇任に関する権限の委任に関する規則（昭和二十九年鳥取県人事委員会規則第十八号）第二条に掲げる職

二 職務の級三級以下の職又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

職務の級が三級以下の職

三 試験を行つても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

社会福祉主事の職、児童福祉司の職、身体障害者福祉司の職、判定、相談、調査等を司る児童相談所の所員の職、教護の職、教母の職、保母の職、寮母の職、児童指導員の職、司書の職、司書補の職、学芸員の職、速記者の職、ほん訳者の職、通訳の職、公共職業補導所、身体障害者更生指導所、木材工業指

四 人事委員会が、試験によることが不適当であると認める職

導所、試験研究機関等で技術指導又は専門的な技術に従事する職員の職、逮捕術指導員の職、犯罪鑑識技術の職、農業専門技術員の職、林業専門技術員の職、木炭検査員の職、建築主事、一級建築士、船長の職、機関長の職、機関士の職、航海士の職、船舶通信士の職、無線通信士の職、映写技師の職、汽かん士の職、機械整備業務の職、自動車整備士の職、計量士の職、タイピストの職、医師の職、歯科医師の職、薬剤士の職、薬事監視員の職、細菌検査員の職、防疫技師の職、環境衛生監視員の職、食品衛生監視員の職、衛生管理者の職、栄養士の職、歯科衛生士の職、X線技師の職、マッサージ師の職、看護婦の職、保健婦の職、助産婦の職、看護婦の職、但し、これらの職には競争試験により採用される職の職員をもつて補充される職は含まれないものとする。

- 1 単純な労務に従事する職員の職
- 2 吏員昇任特別選考基準に適合する職員の職
- 3 警察官の階級の昇任のうち人事委員会が特に認めた職
- 4 その他これらの選考による職と同等の職と人事委員会が認めた職

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必読

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規定等をこの
公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を読み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講読料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 簿

刷 行 鳥 鳥
鳥 取 取
取 者 取
所 縣 縣
鳥 鳥
鳥 取 鳥 取
取 鳥 取
市 市
取 東 東
町 町
縣 取
印
刷
所 縣